

令和3年3月9日

令和3年第1回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

# 議 案 目 次

議案第 1 号	村道路線の認定について
議案第 2 号	美浦村部設置条例の一部を改正する条例
議案第 3 号	美浦村区設置条例の一部を改正する条例
議案第 4 号	美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 5 号	美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第 7 号	美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例
議案第 10号	美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部 を改正する条例
議案第 11号	公の施設の指定管理者の指定について (地域産品直売所)
議案第 12号	令和 2 年度美浦村一般会計補正予算 (第 9 号)
議案第 13号	令和 2 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 14号	令和 2 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 15号	令和 2 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 16号	令和 2 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 3 号)
議案第 17号	令和 2 年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
議案第 18号	令和 3 年度美浦村一般会計予算
議案第 19号	令和 3 年度美浦村国民健康保険特別会計予算
議案第 20号	令和 3 年度美浦村介護保険特別会計予算
議案第 21号	令和 3 年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
議案第 22号	令和 3 年度美浦村水道事業会計予算
議案第 23号	令和 3 年度美浦村下水道事業会計予算
議案第 24号	令和 3 年度美浦村電気事業会計予算

## 議案第 1 号

### 村道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により，美浦村道路線を下記のとおり認定する。

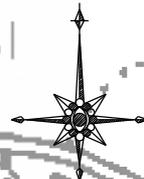
令和 3 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

### 村道路線の認定

道路種別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	敷地幅員 (m)
3	村道 1976 号線	大字 大谷 1044 番地 6 大字 大谷 1040 番地 5	100.0	4.15～6.27
3	村道 1977 号線	大字 大谷 1041 番地 24 大字 大谷 1040 番地 2	40.9	4.00～4.15

# 認定路線位置図



## 議案第 2 号

### 美浦村部設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

### 美浦村部設置条例の一部を改正する条例

美浦村部設置条例（平成 2 2 年美浦村条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（分掌事務）

第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務部

- ア 秘書に関する事。
- イ 職員の人事，福利厚生に関する事。
- ウ 行政一般に関する事。
- エ 議会に関する事。
- オ 行財政改革に関する事。
- カ 自治振興に関する事。
- キ 広報・広聴に関する事。
- ク 文書及び法規に関する事。
- ケ 村政の総合企画，調査，調整及び推進に関する事。
- コ 統計に関する事。

- サ 予算その他財政に関すること。
- シ 男女共同参画に関すること。
- ス 公有財産に関すること。
- セ 契約に関すること。
- ソ 情報政策に関すること。
- タ 電気事業に関すること。
- チ 村税の賦課徴収に関すること。
- ツ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- テ 他の所管に属さないこと。

(2) 保健福祉部

- ア 社会福祉に関すること。
- イ 高齢福祉に関すること。
- ウ 障害福祉に関すること。
- エ 介護保険に関すること。
- オ 人権問題に関すること。
- カ 健康づくりに関すること。
- キ 保健予防に関すること。
- ク 地域包括支援センターに関すること。
- ケ 子育て支援に関すること。
- コ 児童福祉に関すること。
- サ 国民健康保険に関すること。
- シ 国民年金に関すること。
- ス 医療福祉に関すること。
- セ 高齢者医療に関すること。

(3) 経済建設部

- ア 都市計画に関すること。
- イ 建築基準法に関すること。
- ウ 土地利用対策及び開発に関すること。
- エ 道路及び橋梁その他土木に関すること。
- オ 企業誘致に関すること。
- カ 農林水産業及び畜産業に関すること。
- キ 商業及び工業に関すること。
- ク 観光及び物産に関すること。
- ケ 消費者行政に関すること。
- コ 環境保全及び衛生に関すること。
- サ 交通安全及び防犯に関すること。

シ 消防防災及び国民保護に関すること。

ス 水道に関すること。

セ 下水道に関すること。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 3 号

美浦村区設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村区設置条例の一部を改正する条例

美浦村区設置条例（昭和 3 0 年美浦村条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 2 条関係）を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

区の名 称	所管区域
浜	浜
登宿	登宿
山戸丁	山戸丁
田中	田中
上宿	上宿
後宿	後宿
郷中	郷中
受領	受領
大須賀津	大須賀津

みどり台	みどり台
桜木	桜木
茂呂	茂呂
宮地	宮地
余郷	余郷
大谷	大谷
信太	須賀, 仲妻, 給分
天神台	天神台
南原	南原
興津	興津
布佐	布佐東部, 布佐西部, 台
布佐南部	布佐南部
土屋	土屋
上舟子	上舟子
下舟子	下舟子
大塚	大塚
谷中	谷中
山王	山王
山内	山内
八井田	八井田
根火	根火
牛込	牛込
見晴台	見晴台
花見塚	花見塚
木	木
定光	定光
本橋	本橋
間野	間野
土浦	土浦, 端山
馬見山	馬見山

馬掛	馬掛
大山	大山
大山東部	大山東部
美駒A 1 区	美駒 (A 1 3 棟～A 1 7 棟)
美駒A 2 区	美駒 (A 1 8 棟～A 2 0 棟, A 3 2 棟, A 3 3 棟)
美駒A 3 区	美駒 (A 2 7 棟～A 3 1 棟)
美駒A 4 区	美駒 (A 3 7 棟～A 4 1 棟)
美駒A 5 区	美駒 (A 1 0 棟～A 1 2 棟, A 2 4 棟～A 2 6 棟)
美駒B 区	美駒 (B 1 棟～B 4 棟)
美駒C 区	美駒 (C 1 棟～C 4 棟)
美駒D 区	美駒 (D 1 棟)
美駒E 1	美駒 (南厩舎)
美駒E 2	美駒 (北厩舎)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 4 号

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美浦村職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年美浦村条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「及び次長」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和元年美浦村条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 4 号中「適応指導教室」を「教育相談センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 6 号

美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

美浦村医療福祉費支給に関する条例（昭和 5 1 年美浦村条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する

第 4 条の 2 を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

## 議案第7号

### 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

### 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険条例（昭和34年美浦村条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

美浦村介護保険条例（平成12年美浦村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（保険料率）

第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第38条第1項第1号に掲げる者 31,800円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 47,700円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 47,700円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 57,240円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 63,600円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 76,320円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 82,680円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 95,400円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 108,120円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,080円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,080円」とあるのは、「31,800円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,080円」とあるのは、「44,520円」と読み替えるものとする。

第7条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）」に改める。

附則第10条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第10条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

第2条 この条例による改正後の美浦村介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 9 号

美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例（平成 2 9 年美浦村条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「休館日は」の次に「，水曜日」を加え，同条第 3 項及び第 4 項を削る。

附 則

この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第10号

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例（昭和41年美浦村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「320人」を「230人」に改める。

第12条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員には、次により報酬を支給する。

団 長	年額	130,000円
副団長	年額	90,000円
指導員	年額	60,000円
分団長	年額	50,500円
副分団長	年額	一円
部 長	年額	26,000円
班 長	年額	20,000円
団 員	年額	17,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第11号

### 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

### 記

- 1 公の施設の名称  
地域産品直売所（地域交流館みほふれ愛プラザ内）
- 2 指定する団体の名称  
水郷つくば農業協同組合
- 3 指定の期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 議案第12号

### 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第9号）

令和2年度美浦村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,289千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,690,174千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

#### （債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

#### （地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月9日提出

美浦村長 中島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村税		2,330,946	89,173	2,420,119
	1 村民税	953,344	△200	953,144
	2 固定資産税	1,237,233	89,373	1,326,606
2 地方譲与税		80,000	△4,500	75,500
	1 地方揮発油譲与税	22,000	△2,000	20,000
	2 自動車重量譲与税	56,000	△2,500	53,500
4 配当割交付金		8,000	△800	7,200
	1 配当割交付金	8,000	△800	7,200
6 法人事業税交付金		20,000	△3,286	16,714
	1 法人事業税交付金	20,000	△3,286	16,714
7 地方消費税交付金		330,000	10,180	340,180
	1 地方消費税交付金	330,000	10,180	340,180
9 環境性能割交付金		9,000	△3,000	6,000
	1 環境性能割交付金	9,000	△3,000	6,000
14 使用料及び手数料		22,470	△3,021	19,449
	1 使用料	13,811	△2,710	11,101
	2 手数料	8,659	△311	8,348
15 国庫支出金		2,266,343	2,923	2,269,266
	1 国庫負担金	351,087	△10,808	340,279
	2 国庫補助金	1,911,517	13,731	1,925,248
16 県支出金		497,133	△7,121	490,012
	1 県負担金	206,852	△2,791	204,061
	2 県補助金	256,448	△2,850	253,598
	3 県委託金	33,833	△1,480	32,353
18 寄附金		198,103	2,505	200,608
	1 寄附金	198,103	2,505	200,608
19 繰入金		87,320	△18	87,302

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	41,320	△18	41,302
21 諸収入		142,772	△11,474	131,298
	1 延滞金加算金及び過料	4,501	△2,000	2,501
	5 雑入	131,303	△9,474	121,829
22 村債		536,026	45,728	581,754
	1 村債	536,026	45,728	581,754
歳入合計		8,572,885	117,289	8,690,174

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		103,734	△2,319	101,415
	1 議会費	103,734	△2,319	101,415
2 総務費		2,609,450	230,933	2,840,383
	1 総務管理費	2,355,598	237,454	2,593,052
	2 徴税費	163,101	△1,082	162,019
	3 戸籍住民基本台帳費	80,429	△3,959	76,470
	5 統計調査費	8,682	△1,480	7,202
3 民生費		1,872,456	△37,705	1,834,751
	1 社会福祉費	1,250,381	△18,437	1,231,944
	2 児童福祉費	621,775	△19,268	602,507
4 衛生費		1,248,831	△44,054	1,204,777
	1 保健衛生費	183,481	△10,966	172,515
	2 環境衛生費	82,543	△3,430	79,113
	3 清掃費	982,807	△29,658	953,149
5 農林水産業費		363,498	△6,010	357,488
	1 農業費	360,884	△6,010	354,874
6 商工費		71,344	△2,734	68,610
	1 商工費	71,344	△2,734	68,610
7 土木費		445,112	△1,200	443,912
	2 道路橋梁費	249,925	△1,200	248,725
9 教育費		893,524	△19,622	873,902
	1 教育総務費	287,794	△617	287,177
	2 小学校費	88,333	△4,800	83,533
	3 中学校費	69,479	△5,945	63,534
	4 幼稚園費	97,476	0	97,476
	5 社会教育費	158,312	△1,460	156,852
	6 保健体育費	192,130	△6,800	185,330

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出合計		8,572,885	117,289	8,690,174

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	3 清掃費	江戸崎地方衛生土木組合負担金	243,002
8 消防費	1 消防費	新型コロナ対応避難所対策事業	3,564
9 教育費	2 小学校費	木原小学校保健特別対策事業	770
9 教育費	2 小学校費	大谷小学校保健特別対策事業	1,110
9 教育費	2 小学校費	安中小学校保健特別対策事業	480
9 教育費	3 中学校費	美浦中学校保健特別対策事業	800

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン管理業務委託料	令和3年度	1,980
合 計		184,830

(変更)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター業務委託料	令和3年度	12,100	令和3年度	17,769
合 計		184,830		190,499

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
歳後余郷入経営体育成基盤整備事業（国補正予算債分）（公共事業等債）	2,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
道路整備事業（地方道路等整備事業債）	57,300			
減 収 補 填 債	54,228			
合 計	650,054			

(変更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
歳後余郷入経営体育成基盤整備事業（公共事業等債）	10,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	3,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
道 路 整 備 事 業 （ 公 共 事 業 等 債 ）	60,200				0			
橋 梁 整 備 事 業 （ 公 共 事 業 等 債 ）	19,400				18,600			
合 計	650,054				581,754			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 村税	2,330,946	89,173	2,420,119
2 地方譲与税	80,000	△4,500	75,500
4 配当割交付金	8,000	△800	7,200
6 法人事業税交付金	20,000	△3,286	16,714
7 地方消費税交付金	330,000	10,180	340,180
9 環境性能割交付金	9,000	△3,000	6,000
14 使用料及び手数料	22,470	△3,021	19,449
15 国庫支出金	2,266,343	2,923	2,269,266
16 県支出金	497,133	△7,121	490,012
18 寄附金	198,103	2,505	200,608
19 繰入金	87,320	△18	87,302
21 諸収入	142,772	△11,474	131,298
22 村債	536,026	45,728	581,754
歳入合計	8,572,885	117,289	8,690,174

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	103,734	△2,319	101,415				△2,319
2 総務費	2,609,450	230,933	2,840,383	△17,949		△311	249,193
3 民生費	1,872,456	△37,705	1,834,751	△12,309		246	△25,642
4 衛生費	1,248,831	△44,054	1,204,777	15,423		△632	△58,845
5 農林水産業費	363,498	△6,010	357,488		△4,800		△1,210
6 商工費	71,344	△2,734	68,610			582	△3,316
7 土木費	445,112	△1,200	443,912		△3,700		2,500
9 教育費	893,524	△19,622	873,902	10,637		△12,267	△17,992
歳 出 合 計	8,572,885	117,289	8,690,174	△4,198	△8,500	△12,382	142,369

2 歳 入

(款) 1 村税

(項) 1 村民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
2 法人	114,028	△200	113,828
計	953,344	△200	953,144

(款) 1 村税

(項) 2 固定資産税

1 固定資産税	1,236,915	89,373	1,326,288
計	1,237,233	89,373	1,326,606

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

1 地方揮発油譲与税	22,000	△2,000	20,000
計	22,000	△2,000	20,000

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	56,000	△2,500	53,500
計	56,000	△2,500	53,500

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	8,000	△800	7,200
計	8,000	△800	7,200

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	20,000	△3,286	16,714
計	20,000	△3,286	16,714

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	330,000	10,180	340,180
計	330,000	10,180	340,180

(款) 9 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	9,000	△3,000	6,000
計	9,000	△3,000	6,000

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

4 教育使用料	8,492	△2,710	5,782
計	13,811	△2,710	11,101

節		説明	
区分	金額		
2 滞納繰越分	△200	5 滞納繰越分	△200

1 現年度課税分	89,373	5 土地	1,518
		10 家屋	△7,781
		15 償却資産	95,636

1 地方揮発油譲与税	△2,000	5 地方揮発油譲与税	△2,000
------------	--------	------------	--------

1 自動車重量譲与税	△2,500	5 自動車重量譲与税	△2,500
------------	--------	------------	--------

1 配当割交付金	△800	5 配当割交付金	△800
----------	------	----------	------

1 法人事業税交付金	△3,286	5 法人事業税交付金	△3,286
------------	--------	------------	--------

1 地方消費税交付金	10,180	5 地方消費税交付金	10,180
------------	--------	------------	--------

1 環境性能割交付金	△3,000	5 環境性能割交付金	△3,000
------------	--------	------------	--------

3 保健体育使用料	△2,710	5 光と風の丘公園使用料	△2,710
-----------	--------	--------------	--------

## (款) 14 使用料及び手数料

## (項) 2 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1 総務手数料	8,183	△311	7,872
計	8,659	△311	8,348

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	337,436	△9,785	327,651
2 衛生費国庫負担金	1,423	△1,023	400
計	351,087	△10,808	340,279

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,806,786	8,907	1,815,693
2 民生費国庫補助金	32,535	1,910	34,445
3 衛生費国庫補助金	9,753	914	10,667
5 教育費国庫補助金	33,368	2,000	35,368
計	1,911,517	13,731	1,925,248

## (款) 16 県支出金

## (項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	200,539	△2,791	197,748
-----------	---------	--------	---------

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 徴税手数料	△311	5 税務諸証明手数料	△311

1 国民健康保険事業費負担金	△457	5 保険基盤安定負担金（保険者支援分）	△457
2 障がい者福祉費負担金	1,540	10 自立支援給付費負担金	1,150
		20 障害児入所給付費等負担金	390
4 児童手当負担金	△10,868	6 児童手当負担金	△10,868
1 保健衛生費負担金	△1,023	10 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	△1,023

1 総務管理費補助金	21,900	51 個人番号カード交付事業費補助金	△3,476
		80 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	25,376
15 特別定額給付金費補助金	△12,993	5 特別定額給付金費補助金	△5,900
		6 特別定額給付金給付事務費補助金	△7,093
2 児童福祉費補助金	1,910	20 子ども・子育て支援事業交付金	2,410
		110 子育て世帯臨時特別給付金補助金	△500
1 保健衛生費補助金	914	20 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	914
1 小学校費補助金	1,400	60 学校保健特別対策事業費補助金	1,400
2 中学校費補助金	600	40 学校保健特別対策事業費補助金	600

1 国民健康保険事業費負担金	△1,495	5 保険基盤安定負担金（保険者支援分）	△229
		10 保険基盤安定負担金（保険税軽減分）	△1,266
2 障がい者福祉費負担金	770	10 自立支援給付費負担金	575
		20 障害児通所給付費等負担金	195
4 児童手当負担金	△2,066	5 児童手当負担金	△2,066

(款) 16 県支出金		(項) 1 県負担金	
目	補正前の額	補正額	計
計	206,852	△2,791	204,061

(款) 16 県支出金		(項) 2 県補助金	
2 民生費県補助金	128,643	△2,750	125,893
3 衛生費県補助金	2,706	△100	2,606
計	256,448	△2,850	253,598

(款) 16 県支出金		(項) 3 県委託金	
1 総務費県委託金	33,276	△1,480	31,796
計	33,833	△1,480	32,353

(款) 18 寄附金		(項) 1 寄附金	
1 一般寄附金	128,000	2,505	130,505
計	198,103	2,505	200,608

(款) 19 繰入金		(項) 2 基金繰入金	
6 陸平基金繰入金	13,454	1,000	14,454
10 ふるさと応援基金繰入金	27,426	△1,018	26,408
計	41,320	△18	41,302

(款) 21 諸収入		(項) 1 延滞金加算金及び過料	
1 延滞金	4,500	△2,000	2,500
計	4,501	△2,000	2,501

(款) 21 諸収入		(項) 5 雑入	
2 学校給食収入	55,470	△8,381	47,089

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

2 障がい者福祉費補助金	191	35 茨城県障害者総合支援事業費補助金 191
3 医療福祉費補助金	△5,351	5 医療費補助金 △5,044 10 事務費補助金 △307
4 児童福祉費補助金	2,410	40 子ども・子育て支援事業交付金 2,410
2 環境衛生費補助金	△100	16 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金 △100

4 統計調査費委託金	△1,480	10 国勢調査委託金 △1,480
------------	--------	-------------------

1 一般寄附金	2,505	20 一般寄附金 2,505
---------	-------	----------------

1 陸平基金繰入金	1,000	5 陸平基金繰入金 1,000
1 ふるさと応援基金繰入金	△1,018	5 ふるさと応援基金繰入金 △1,018

1 延滞金	△2,000	50 延滞金 △2,000
-------	--------	---------------

1 学校給食収入	△8,381	5 木原小学校(児童分) △900 6 木原小学校(教職員分) △70 10 大谷小学校(児童分) △1,800 11 大谷小学校(教職員分) △330 15 安中小学校(児童分) △492 16 安中小学校(教職員分) △199
----------	--------	--

## (款) 21 諸収入

## (項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
3 雑入	63,951	△1,093	62,858
計	131,303	△9,474	121,829

## (款) 22 村債

## (項) 1 村債

2 農林水産業債	20,700	△4,800	15,900
3 土木債	79,600	△3,700	75,900
7 減収補填債	0	54,228	54,228
計	536,026	45,728	581,754

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		21 美浦中学校 (生徒分)	△4,500
		22 美浦中学校 (教職員分)	△90
2 医療福祉雑入	358	7 第三者行為返納金	358
3 保健衛生雑入	△632	12 検診等負担金	△632
7 雑入	△819	41 茨城県振興協会市町村交付金	△819

1 農業農村整備事業債	△4,800	10 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業 (公共事業等債)	△7,300
		11 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業 (国補正予算分) (公共事業等債)	2,500
1 道路整備事業債	△2,900	5 道路整備事業 (公共事業等債)	△60,200
		10 道路整備事業 (地方道路等整備事業債)	57,300
2 橋梁整備事業債	△800	1 橋梁整備事業 (公共事業等債)	△800
1 減収補填債	54,228	5 減収補填債	54,228

3 歳 出  
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	103,734	△2,319	101,415				△2,319
計	103,734	△2,319	101,415				△2,319

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
8 旅費	△1,883	<b>2 議会運営費</b> <b>△2,319</b> 8 旅費 △1,883 1 費用弁償 △1,623
10 需用費	△436	1 費用弁償 2 普通旅費 △260 1 普通旅費 10 需用費 △436 4 印刷製本費 1 印刷製本費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	246,948	20,597	267,545				20,597
4 会計管理費	3,729	△2,074	1,655				△2,074
6 財政調整基金費	125,588	154,306	279,894				154,306
8 諸費	1,461	△1,182	279				△1,182
9 交通安全対策費	3,481	△300	3,181				△300

3 職員手当等	20,597	<b>2 職員給与関係経費</b> <b>20,597</b> 3 職員手当等 20,597 12 退職手当 4 退職手当特別負担金（一般職）
1 報酬	△1,763	<b>2 会計事務費</b> <b>△2,074</b> 1 報酬 △1,763 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員
4 共済費	△288	4 共済費 △288 6 社会保険料 5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）
8 旅費	△23	8 旅費 △23 1 費用弁償 1 費用弁償
24 積立金	154,306	<b>2 財政調整基金費</b> <b>154,306</b> 24 積立金 154,306 1 財政調整基金積立金 1 財政調整基金積立金
8 旅費	△170	<b>2 非核平和事業推進費</b> <b>△882</b> 8 旅費 △170 2 普通旅費 1 普通旅費
18 負担金補助及び交付金	△1,012	18 負担金補助及び交付金 △712 10 補助金 2 非核平和美浦村宣言推進協議会
		<b>5 産業後継者対策事業費</b> <b>△300</b> 18 負担金補助及び交付金 △300 10 補助金 5 産業後継者結婚促進協議会補助金
14 工事請負費	△200	<b>2 交通安全対策事業費</b> <b>△100</b> 18 負担金補助及び交付金 △100 5 負担金 5 稲敷地区交通安全母親大会
18 負担金補助及び交付金	△100	<b>3 交通安全施設整備事業費</b> <b>△200</b> 14 工事請負費 △200 2 建築工事

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(9 交通安全対策費)							
12 防犯対策費	12,338	△900	11,438				△900
14 減債基金費	20,000	80,000	100,000				80,000
23 特別定額給付金費	1,536,270	△12,993	1,523,277	△12,993			
計	2,355,598	237,454	2,593,052	△12,993			250,447

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

1 税務総務費	52,416	△1,082	51,334				△1,082
---------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節	金額	説明
		13 交通安全施設 警戒標識等 (カーブミラー、ガードレール等)
		<b>2 防犯対策事業費</b> <b>△300</b>
14 工事請負費	△300	14 工事請負費 △300 2 建築工事 14 防犯灯等設置工事
		<b>3 特定空家対策事業費</b> <b>△600</b>
18 負担金補助及び交付金	△600	18 負担金補助及び交付金 △600 10 補助金 5 空家解体費等補助金
		<b>2 減債基金費</b> <b>80,000</b>
24 積立金	80,000	24 積立金 80,000 2 減債基金積立金 1 減債基金積立金
		<b>2 特別定額給付金給付費</b> <b>△5,900</b>
3 職員手当等	△4,301	18 負担金補助及び交付金 △5,900 10 補助金 1 特別定額給付金
		<b>3 特別定額給付金給付事務費</b> <b>△7,093</b>
10 需用費	△132	3 職員手当等 △4,301 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
11 役務費	△1,304	10 需用費 △132 4 印刷製本費 1 印刷製本費
12 委託料	△1,227	11 役務費 △1,304 1 通信運搬費 △1,140 4 手数料 △164 33 口座振込手数料
17 備品購入費	△129	12 委託料 △1,227 5 業務委託料 △511 1 給付等事務委託料 7 電算処理委託料 △716 1 電算処理委託料
18 負担金補助及び交付金	△5,900	17 備品購入費 △129 1 庁用器具費 1 庁用器具費

		<b>2 税務事務費</b> <b>△1,082</b>
1 報酬	△1,038	1 報酬 △1,038 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員
4 共済費	△17	4 共済費 △17 6 社会保険料 5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)
8 旅費	△27	8 旅費 △27

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 税務総務費)							
2 賦課費	33,471	0	33,471			△311	311
計	163,101	△1,082	162,019			△311	△771

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	80,429	△3,959	76,470	△3,476			△483
計	80,429	△3,959	76,470	△3,476			△483

## (款) 2 総務費

## (項) 5 統計調査費

2 指定統計調査費	7,904	△1,480	6,424	△1,480			
計	8,682	△1,480	7,202	△1,480			

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	298,052	△2,264	295,788	△1,952			△312
-----------	---------	--------	---------	--------	--	--	------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 費用弁償
		1 費用弁償

節		3 住民基本台帳事務費	
1 報酬	△1,257	1 報酬	△1,257
		4 会計年度任用職員報酬	
		1 一般事務職員	
3 職員手当等	△169	3 職員手当等	△169
		9 期末手当	
		5 期末手当(会計年度任用職パートタイム)	
8 旅費	△36	8 旅費	△36
		1 費用弁償	
		1 費用弁償	
17 備品購入費	△483	17 備品購入費	△483
		2 機械器具費	
		1 機械器具費	
18 負担金補助及び交付金	△2,014	18 負担金補助及び交付金	△2,014
		15 交付金	
		5 通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金	

節		68 国勢調査費	
1 報酬	△1,230	1 報酬	△1,230
		3 非常勤職員報酬	△870
		92 統計調査員	
3 職員手当等	△250	4 会計年度任用職員報酬	△360
		1 一般事務職員	
		3 職員手当等	△250
		5 時間外勤務手当	
		1 時間外勤務手当	

節		5 国民健康保険特別会計繰出金	
27 繰出金	△2,264	27 繰出金	△2,264
		1 保険基盤安定(保険者支援分)	△913
		1 保険基盤安定(保険者支援分)	
		5 財政安定化支援事業	337
		1 財政安定化支援事業	
		13 保険基盤安定(保険税軽減分)	△1,688
		1 保険基盤安定(保険税軽減分)	

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 老人福祉費	326,771	△3,545	323,226				△3,545
3 障がい者福祉費	317,178	3,330	320,508	2,501			829
6 後期高齢者医療給付費	186,627	△774	185,853				△774
7 医療福祉費	115,286	△15,184	100,102	△5,351		358	△10,191
計	1,250,381	△18,437	1,231,944	△4,802		358	△13,993

節		説明
区分	金額	
19 扶助費	△3,000	<b>3 老人保護措置事業費</b> <b>△3,000</b> 19 扶助費 △3,000 2 老人福祉扶助費 1 老人保護措置費
27 繰出金	△545	<b>9 介護保険特別会計繰出金</b> <b>△545</b> 27 繰出金 △545 9 介護保険特別会計繰出金 1 介護保険特別会計繰出金
1 報酬	△166	<b>4 障がい者自立支援給付事業費</b> <b>2,740</b> 12 委託料 440 5 業務委託料 10 障がい者総合支援システム改修業務委託料
8 旅費	△24	19 扶助費 2,300 5 その他扶助費 10 障がい者福祉サービス費
12 委託料	440	<b>5 障がい児通所給付事業費</b> <b>780</b> 19 扶助費 780 5 その他扶助費
19 扶助費	3,080	65 障がい児通所給付費 <b>7 地域自立支援協議会運営費</b> <b>△63</b> 1 報酬 △55 3 非常勤職員報酬 74 地域自立支援協議会委員 8 旅費 △8 1 費用弁償 1 費用弁償
18 負担金補助及び交付金	△774	<b>8 障がい者福祉計画策定事業費</b> <b>△127</b> 1 報酬 △111 3 非常勤職員報酬 67 障がい福祉計画策定委員会委員 8 旅費 △16 1 費用弁償 1 費用弁償
11 役務費	△496	<b>2 後期高齢者医療事務費</b> <b>△774</b> 18 負担金補助及び交付金 △774 5 負担金 10 茨城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金
19 扶助費	△14,688	<b>2 医療福祉事務費</b> <b>△496</b> 11 役務費 △496 4 手数料 9 審査支払手数料 <b>3 医療給付事業費</b> <b>△14,688</b> 19 扶助費 △14,688 4 医療福祉扶助費 11 現物分医療費 △9,200 22 現金分医療費 (村単独分) △5,488

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	105,234	△22	105,212	△500			478
2 児童措置費	220,040	△15,000	205,040	△12,934			△2,066
3 保育所費	257,198	△6,946	250,252	1,000		△112	△7,834

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△51	<b>2 子育て支援センター（みほふれ愛プラザ）管理費</b> <b>△490</b> 10 需用費 △490 5 光熱水費 1 電気使用料
8 旅費	△7	<b>4 子ども・子育て会議費</b> <b>△61</b> 1 報酬 △51 3 非常勤職員報酬 79 子ども・子育て会議委員
10 需用費	△493	8 旅費 △7 1 費用弁償 1 費用弁償
18 負担金補助及び交付金	△908	10 需用費 △3 3 食糧費 1 食糧費
22 償還金、利子及び割引料	1,437	<b>5 子ども・子育て支援事務費</b> <b>1,437</b> 22 償還金、利子及び割引料 1,437 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
		<b>11 母子父子福祉事業費</b> <b>△408</b> 18 負担金補助及び交付金 △408 10 補助金 2 母子父子家庭家賃補助金
		<b>65 子育て世帯臨時特別給付金給付費</b> <b>△500</b> 18 負担金補助及び交付金 △500 10 補助金 10 子育て世帯臨時特別給付金
19 扶助費	△15,000	<b>2 児童手当経費</b> <b>△15,000</b> 19 扶助費 △15,000 3 児童福祉扶助費 6 児童手当
1 報酬	△3,800	<b>2 大谷保育所運営費</b> <b>△3,040</b> 1 報酬 △2,000 4 会計年度任用職員報酬 13 保育士 △1,000 16 生活介助員 △1,000
3 職員手当等	△476	3 職員手当等 △200 9 期末手当 5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）
4 共済費	△780	4 共済費 △500 6 社会保険料 5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）
7 報償費	△240	7 報償費 △240 1 報償金 3 事業協力者謝礼
8 旅費	△100	8 旅費 △100 1 費用弁償 1 費用弁償
14 工事請負費	△1,550	<b>3 大谷保育所管理費</b> <b>△1,550</b> 14 工事請負費 △1,550

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
(3 保育所費)							
4 児童館費	39,303	2,700	42,003	4,927			△2,227
計	621,775	△19,268	602,507	△7,507		△112	△11,649

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	59,770	△529	59,241				△529
2 予防費	118,739	△10,437	108,302	15,523		△632	△25,328

(単位：千円)

区分	金額	説明
		3 維持補修工事 7 空調設備交換工事 <b>4 木原保育所運営費</b> <b>△2,356</b>
		1 報酬 <span style="float:right">△1,800</span> 4 会計年度任用職員報酬 13 保育士 3 職員手当等 <span style="float:right">△276</span> 9 期末手当 5 期末手当(会計年度任用職パートタイム) 4 共済費 <span style="float:right">△280</span> 6 社会保険料 5 社会保険料(会計年度任用職パートタイム)
12 委託料	2,700	<b>2 児童館管理費</b> <b>2,700</b> 12 委託料 <span style="float:right">2,700</span> 5 業務委託料 1 指定管理者児童館管理運営委託料

17 備品購入費	△543	<b>2 保健衛生事務費</b> <b>△543</b> 17 備品購入費 <span style="float:right">△543</span> 1 庁用器具費 1 庁用器具費
18 負担金補助及び交付金	14	<b>3 公衆衛生事業費</b> <b>14</b> 18 負担金補助及び交付金 <span style="float:right">14</span> 5 負担金 37 稲敷地域小児救急輪番制市町村負担金
3 職員手当等	1,103	<b>2 予防接種事業費</b> <b>△4,258</b> 12 委託料 <span style="float:right">△4,567</span> 5 業務委託料 2 予防接種業務委託料
12 委託料	△12,158	22 償還金、利子及び割引料 <span style="float:right">309</span> 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
22 償還金、利子及び割引料	618	<b>4 健康診断事業費</b> <b>△5,179</b> 12 委託料 <span style="float:right">△5,179</span> 5 業務委託料 1 健康診断等委託料
		<b>8 任意予防接種事業費</b> <b>△1,200</b> 12 委託料 <span style="float:right">△1,200</span> 5 業務委託料 30 任意予防接種業務委託料
		<b>9 子育て世代包括支援事業費</b> <b>309</b> 22 償還金、利子及び割引料 <span style="float:right">309</span> 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
		<b>56 新型コロナワクチン接種事業費</b> <b>△109</b> 3 職員手当等 <span style="float:right">1,103</span> 5 時間外勤務手当

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(2 予防費)							
計	183,481	△10,966	172,515	15,523		△632	△25,857

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 環境衛生費

1 環境衛生総務費	81,652	△3,293	78,359	△100			△3,193
2 公害対策費	891	△137	754				△137
計	82,543	△3,430	79,113	△100			△3,330

## (款) 4 衛生費

## (項) 3 清掃費

1 塵芥処理費	922,109	△29,658	892,451				△29,658
---------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 時間外勤務手当
		12 委託料
		5 業務委託料
		2 予防接種業務委託料
		3 コールセンター業務委託料
		△1,212
		△1,023
		△189

10 需用費	△143	<b>2 環境衛生事務費</b>	<b>△143</b>
		10 需用費	△143
		2 燃料費	
		2 公用車等燃料代	
12 委託料	△1,050	<b>3 地球温暖化対策事業費</b>	<b>△2,100</b>
		18 負担金補助及び交付金	△2,100
		10 補助金	
		5 再生可能エネルギー補助事業	△2,000
		10 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金	△100
18 負担金補助及び交付金	△2,100	<b>5 畜犬登録・狂犬病予防事業費</b>	<b>△200</b>
		12 委託料	△200
		5 業務委託料	
		11 動物死骸処理委託料	
		<b>6 雑草除去委託事業費</b>	<b>△850</b>
		12 委託料	△850
		5 業務委託料	
		1 雑草除去委託料	
12 委託料	△137	<b>2 公害対策事業費</b>	<b>△137</b>
		12 委託料	△137
		5 業務委託料	
		2 水質検査委託料	

1 報酬	△660	<b>3 塵芥処理事業費</b>	<b>△824</b>
		10 需用費	△234
		1 消耗品費	
		1 消耗品費	
10 需用費	△234	12 委託料	△590
		5 業務委託料	
		2 ゴミ収集委託料	
12 委託料	△750	<b>5 不法投棄対策事業費</b>	<b>△820</b>
		1 報酬	△660
		4 会計年度任用職員報酬	
		81 廃棄物対策管理官	
18 負担金補助及び交付金	△28,014	12 委託料	△160
		5 業務委託料	
		4 廃棄物処分委託料	
		<b>6 江戸崎地方衛生土木組合負担金</b>	<b>△28,014</b>
		18 負担金補助及び交付金	△28,014

## (款) 4 衛生費

## (項) 3 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(1 塵芥処理費)							
計	982,807	△29,658	953,149				△29,658

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

3 農業振興費	69,704	△500	69,204				△500
5 農地費	218,697	△5,510	213,187		△4,800		△710
計	360,884	△6,010	354,874		△4,800		△1,210

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

1 商工振興費	70,142	△1,934	68,208				△1,934
2 観光費	1,202	△800	402			582	△1,382
計	71,344	△2,734	68,610			582	△3,316

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

3 道路新設改良費	151,987	△1,200	150,787		△2,900		1,700
4 橋梁維持費	50,000	0	50,000		△800		800

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		5 負担金
		1 江戸崎地方衛生土木組合 (塵芥処理) △31,562
		4 江戸崎地方衛生土木組合 (ごみ処理施設建設事業分) 3,548

18 負担金補助及び交付金	△500	<b>5 産地確立推進事業費</b> <b>△500</b>
		18 負担金補助及び交付金 △500
		10 補助金
		80 農作物販売促進助成金
18 負担金補助及び交付金	△5,510	<b>3 県営土地改良事業負担金</b> <b>△5,510</b>
		18 負担金補助及び交付金 △5,510
		5 負担金
		30 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金 △8,010
		31 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金 (国補正予算分) 2,500

1 報酬	11	<b>2 商工振興事業費</b> <b>△1,945</b>
		18 負担金補助及び交付金 △1,945
		10 補助金
		8 自治金融保証料補給
18 負担金補助及び交付金	△1,945	<b>3 消費者行政推進事業費</b> <b>11</b>
		1 報酬 11
		4 会計年度任用職員報酬
		64 消費生活相談員
18 負担金補助及び交付金	△800	<b>2 観光振興事業費</b> <b>△800</b>
		18 負担金補助及び交付金 △800
		10 補助金
		1 美浦村観光協会

12 委託料	△2,100	<b>2 道路新設改良事業費</b> <b>△1,200</b>
		12 委託料 △2,100
		5 業務委託料 △1,200
		35 用地取得業務委託料
16 公有財産購入費	3,900	8 測量・設計・監理委託料 △900
		1 村道整備測量調査委託料 △3,900
		2 境界復元測量調査委託料 3,000
21 補償補填及び賠償金	△3,000	16 公有財産購入費 3,900
		1 公有財産購入費
		1 土地購入費
		21 補償補填及び賠償金 △3,000
		1 補償金
		2 工作物補償

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
計	249,925	△1,200	248,725		△3,700		2,500

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

2 事務局費	286,212	△617	285,595				△617
計	287,794	△617	287,177				△617

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

1 学校管理費	75,656	△2,900	72,756	4,653			△7,553
---------	--------	--------	--------	-------	--	--	--------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

1 報酬	△340	<b>6 県派遣学校教育指導主事配置事業費</b> <b>183</b>
		18 負担金補助及び交付金 183
		5 負担金
		16 県派遣学校教育指導主事設置
4 共済費	△240	<b>8 教育相談センター事業費</b> <b>△580</b>
		1 報酬 △340
		4 会計年度任用職員報酬
		56 教育相談センター員
12 委託料	△220	4 共済費 △240
		6 社会保険料
		5 社会保険料(会計年度任用職パートタイム)
18 負担金補助及び交付金	183	<b>13 美浦村教育クラウド事業費</b> <b>△220</b>
		12 委託料 △220
		5 業務委託料
		30 ICTプログラミング教育委託料

10 需用費	△3,400	<b>3 木原小学校学校管理費</b> <b>△500</b>
		10 需用費 △500
		5 光熱水費
		1 電気使用料 △300
		5 上下水道使用料 △200
17 備品購入費	500	<b>4 大谷小学校学校管理費</b> <b>△2,700</b>
		10 需用費 △2,700
		2 燃料費 △300
		1 庁舎用燃料代
		5 光熱水費 △2,400
		1 電気使用料 △600
		5 上下水道使用料 △1,800
		<b>5 安中小学校学校管理費</b> <b>△200</b>
		10 需用費 △200
		5 光熱水費
		5 上下水道使用料
		<b>60 木原小学校保健特別対策事業</b> <b>50</b>
		17 備品購入費 50
		1 庁用器具費 40
		1 庁用器具費
		4 図書購入費 10
		5 図書購入費(教師用)
		<b>61 大谷小学校保健特別対策事業</b> <b>110</b>
		17 備品購入費 110
		1 庁用器具費 100
		1 庁用器具費
		4 図書購入費 10
		5 図書購入費(教師用)

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 学校管理費)							
2 教育振興費	12,677	△1,900	10,777				△1,900
計	88,333	△4,800	83,533	4,653			△9,453

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

1 学校管理費	50,214	220	50,434	2,010			△1,790
2 教育振興費	19,265	△6,165	13,100				△6,165
計	69,479	△5,945	63,534	2,010			△7,955

## (款) 9 教育費

## (項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	97,476	0	97,476	500			△500
計	97,476	0	97,476	500			△500

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	96,601	△759	95,842	3,360		△180	△3,939
-----------	--------	------	--------	-------	--	------	--------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<b>62 安中小学校保健特別対策事業</b> <b>340</b>
		17 備品購入費 340
		1 庁用器具費 330
		1 庁用器具費
		4 図書購入費 10
		5 図書購入費(教師用)
		<b>4 木原小学校教育振興事業費</b> <b>△200</b>
13 使用料及び賃借料	△1,900	13 使用料及び賃借料 △200
		2 賃借料
		7 バス借上料
		<b>5 大谷小学校教育振興事業費</b> <b>△1,700</b>
		13 使用料及び賃借料 △1,700
		2 賃借料
		7 バス借上料

10 需用費	△200	<b>3 美浦中学校学校管理費</b> <b>△200</b>
		10 需用費 △200
		5 光熱水費
		5 上下水道使用料
17 備品購入費	420	<b>53 美浦中学校保健特別対策事業</b> <b>420</b>
		17 備品購入費 420
		1 庁用器具費 410
		1 庁用器具費
		4 図書購入費 10
		5 図書購入費(教師用)
13 使用料及び賃借料	△3,900	<b>4 美浦中学校教育振興事業費</b> <b>△6,165</b>
		13 使用料及び賃借料 △3,900
		2 賃借料
		7 バス借上料
18 負担金補助及び交付金	△2,265	18 負担金補助及び交付金 △2,265
		10 補助金
		1 1年宿泊学習 △1,470
		15 2年校外学習補助金 △195
		16 武道・球技美浦大会補助金 △600

--	--	--

4 共済費	△384	<b>2 社会教育事務費</b> <b>△384</b>
		4 共済費 △384
		6 社会保険料
		5 社会保険料(会計年度任用職パートタイム)
12 委託料	△375	<b>6 成人式典事業費</b> <b>△375</b>

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 社会教育総務費)							
2 公民館費	33,554	0	33,554			△295	295
3 文化財保護費	18,982	△701	18,281			△701	
計	158,312	△1,460	156,852	3,360		△1,176	△3,644

## (款) 9 教育費

## (項) 6 保健体育費

3 光と風の丘公園管理費	43,241	0	43,241			△2,710	2,710
4 学校給食費	133,782	△6,800	126,982	114		△8,381	1,467
計	192,130	△6,800	185,330	114		△11,091	4,177

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		12 委託料 △375 5 業務委託料 5 写真撮影業務委託料
		<b>4 文化財活用事業費</b> <b>△701</b>
7 報償費	△470	7 報償費 △470 1 報償金 2 講師謝礼 △47
10 需用費	△231	3 事業協力者謝礼 △423 10 需用費 △231 6 修繕料 1 備品修繕料

		<b>3 大谷小給食事業運営費</b> <b>△600</b>
10 需用費	△5,150	10 需用費 △600 2 燃料費
		1 庁舎用燃料代
14 工事請負費	△1,650	<b>5 美浦中給食事業運営費</b> <b>△100</b>
		10 需用費 △100 2 燃料費
		1 庁舎用燃料代
		<b>11 学校給食運営事業費</b> <b>△4,450</b>
		10 需用費 △4,450 7 賄材料費
		2 賄材料費 (木原小学校) △600
		3 賄材料費 (大谷小学校) △1,600
		4 賄材料費 (安中小学校) △650
		5 賄材料費 (美浦中学校) △1,600
		<b>12 学校給食施設管理費</b> <b>△1,650</b>
		14 工事請負費 △1,650 3 維持補修工事
		1 美浦中学校給食室ガス給湯器交換工事

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		13,920	3,867 (3.35)			2,070	19,857	2,233	22,090	
	議員	12	41,784		13,615 (3.35)				55,399	15,590	70,989	
	その他の 特別職	626	26,624						26,624		26,624	
	計	640	68,408	13,920	17,482			2,070	101,880	17,823	119,703	
補正前	長等	2		13,920	3,867 (3.35)			2,070	19,857	2,233	22,090	
	議員	12	41,784		13,615 (3.35)				55,399	15,590	70,989	
	その他の 特別職	676	27,711						27,711		27,711	
	計	690	69,495	13,920	17,482			2,070	102,967	17,823	120,790	
比較	長等											
	議員											
	その他の 特別職	△ 50	△ 1,087						△ 1,087		△ 1,087	
	計	△ 50	△ 1,087						△ 1,087		△ 1,087	

2. 一般職  
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	( <u>65</u> ) 169	68,395	593,878	397,171	1,059,444	186,589	1,246,033	
補正前	( <u>65</u> ) 169	77,602	593,878	380,667	1,052,147	188,298	1,240,445	
比較	( <u>        </u> )	△ 9,207		16,504	7,297	△ 1,709	5,588	

( )内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	10,824	4,911	9,906		32,316	1,074	13,748	134,827	90,308	99,257	
	補正前	10,824	4,911	9,906		35,764	1,074	13,748	135,472	90,308	78,660	
	比較					△ 3,448			△ 645		20,597	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	( <u>2</u> ) 135		512,169	359,564	871,733	158,166	1,029,899	
補正前	( <u>2</u> ) 135		512,169	342,415	854,584	158,166	1,012,750	
比較	( <u>        </u> )			17,149	17,149		17,149	

( )内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	10,824	4,911	8,429		26,822	1,074	13,748	115,336	90,308	88,112	
	補正前	10,824	4,911	8,429		30,270	1,074	13,748	115,336	90,308	67,515	
	比較					△ 3,448					20,597	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	( <u>63</u> 34)	68,395	81,709	37,607	187,711	28,423	216,134	
補 正 前	( <u>63</u> 34)	77,602	81,709	38,252	197,563	30,132	227,695	
比 較	( <u>        </u> )	△ 9,207		△ 645	△ 9,852	△ 1,709	△ 11,561	

( )内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,477		5,494			19,491		11,145	
	補 正 前			1,477		5,494			20,136		11,145	
	比 較								△ 645			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外)

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.10 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額  特別昇給・昇格差額  再任用職員  会計間異動の異動による差額  その他	職員数の異動状況 (会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 その他 計 補正後 137 人 人 137 人 補正前 137 人 人 137 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	17,149	制度改正に伴う増減分	住居手当 勤勉手当	
		その他の増減分	17,149 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	    △ 3,448      20,597

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年 3月1日現在	平均給料月額	330,997	315,757
	平均給与月額	367,412	322,414
	平均年令	42歳 8月	55歳 6月
令和3年 1月1日現在	平均給料月額	325,262	313,143
	平均給与月額	362,073	318,586
	平均年令	42歳 6月	55歳 4月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高 校 卒	154,900	152,700	150,600	147,900
大 学 卒	182,200	-	182,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（％）	級	職員数（人）	構成比（％）
令和3年 3月1日現在	7	( ) 4	( ) 3.4%	4	( ) 7	( ) 100.0%
	6	( ) 17	( ) 14.7%	3	( )	( )
	5	( ) 10	( ) 8.6%	2	( )	( )
	4	( ) 34	( ) 29.3%	1	( )	( )
	3	( ) 24	( ) 20.7%			
	2	( ) 21	( ) 18.1%			
	1	( ) 6	( ) 5.2%			
	計	( ) 116	( ) 100.0%	計	( ) 7	( ) 100.0%
令和3年 1月1日現在	7	( ) 4	( ) 3.4%	4	( ) 7	( ) 100.0%
	6	( ) 17	( ) 14.7%	3	( )	( )
	5	( ) 10	( ) 8.6%	2	( )	( )
	4	( ) 34	( ) 29.3%	1	( )	( )
	3	( ) 24	( ) 20.7%			
	2	( ) 21	( ) 18.1%			
	1	( ) 6	( ) 5.2%			
	計	( ) 116	( ) 100.0%	計	( ) 7	( ) 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長及び次長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等 相当の技能又は経験を有する調理師 相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等 高度の技能又は経験を有する調理師 高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職員数 ( A ) (人)	130	116	7	
	昇給に係る職員数 ( B ) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 ( B ) / ( A ) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 ( A ) (人)	130	116	7	
	昇給に係る職員数 ( B ) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 ( B ) / ( A ) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	( $\frac{1.175}{2.25}$ )	( $\frac{1.175}{2.20}$ )	( $\frac{2.35}{4.45}$ )	有	
補 正 前	( $\frac{1.175}{2.25}$ )	( $\frac{1.175}{2.20}$ )	( $\frac{2.35}{4.45}$ )	有	
国の制度	( $\frac{1.175}{2.25}$ )	( $\frac{1.175}{2.20}$ )	( $\frac{2.35}{4.45}$ )	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第13号

令和2年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度美浦村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,864千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,889,462千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		154,413	△2,264	152,149
	1 他会計繰入金	154,412	△2,264	152,148
8 諸収入		7,350	△1,600	5,750
	1 延滞金、加算金及び過料	4,004	△600	3,404
	5 雑入	1,844	△1,000	844
歳入合計		1,893,326	△3,864	1,889,462

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基金積立金		100,443	△3,864	96,579
	1 基金積立金	100,443	△3,864	96,579
歳 出 合 計		1,893,326	△3,864	1,889,462

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	154,413	△2,264	152,149
8 諸収入	7,350	△1,600	5,750
歳入合計	1,893,326	△3,864	1,889,462

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 基金積立金	100,443	△3,864	96,579				△3,864
歳 出 合 計	1,893,326	△3,864	1,889,462				△3,864

2 歳 入  
(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	154,412	△2,264	152,148
計	154,412	△2,264	152,148

節		説明	
区分	金額		
1 保険基盤安定繰入金	△2,601	5 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	△913
		10 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△1,688
4 財政安定化支援事業繰入金	337	5 財政安定化支援事業繰入金	337

(款) 8 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

1 一般被保険者延滞金	4,000	△600	3,400
計	4,004	△600	3,404

1 一般被保険者延滞金	△600	5 一般被保険者延滞金	△600
-------------	------	-------------	------

(款) 8 諸収入

(項) 5 雑入

1 一般被保険者第三者納付金	1,836	△1,000	836
計	1,844	△1,000	844

1 一般被保険者第三者納付金 (現物給付分)	△1,000	5 交通事故等第三者納付金 (現物給付分)	△1,000
------------------------	--------	-----------------------	--------

3 歳 出

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 支払準備基金積立金	100,443	△3,864	96,579				△3,864
計	100,443	△3,864	96,579				△3,864

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	△3,864	<b>2 支払準備基金</b> <b>△3,864</b>
		24 積立金 △3,864
		10 支払準備基金積立金
		1 支払準備基金積立金

議案第14号

令和2年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度美浦村の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,640千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,304,031千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
<b>【保険事業勘定】</b>				
1 保険料		259,597	△4,851	254,746
	1 介護保険料	259,597	△4,851	254,746
3 国庫支出金		253,781	1,050	254,831
	1 国庫負担金	210,282	1,480	211,762
	2 国庫補助金	43,499	△430	43,069
4 支払基金交付金		322,844	2,063	324,907
	1 支払基金交付金	322,844	2,063	324,907
5 県支出金		176,447	1,555	178,002
	1 県負担金	170,488	1,900	172,388
	3 県補助金	5,953	△345	5,608
7 繰入金		248,901	6,823	255,724
	1 一般会計繰入金	213,401	△545	212,856
	2 基金繰入金	35,000	6,868	41,868
	3 介護サービス事業勘定繰入金	500	500	1,000
保険事業勘定歳入合計		1,294,391	6,640	1,301,031

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
<b>【介護サービス事業勘定】</b>				
介護サービス事業勘定歳入合計		3,000	0	3,000
歳入合計		1,297,391	6,640	1,304,031

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
<b>【保険事業勘定】</b>				
1 総務費		39,418	△1,000	38,418
	4 認定調査等費	3,724	△1,000	2,724
2 保険給付費		1,171,609	10,400	1,182,009
	1 介護サービス等諸費	1,063,804	12,800	1,076,604
	2 介護予防サービス等諸費	18,403	△2,900	15,503
	5 高額医療合算介護サービス等費	3,100	500	3,600
5 地域支援事業費		28,000	△2,760	25,240
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	23,440	△2,760	20,680
保険事業勘定歳出合計		1,294,391	6,640	1,301,031

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
<b>【介護サービス事業勘定】</b>				
1 諸支出金		500	500	1,000
	1 地域支援事業繰出金	500	500	1,000
2 サービス事業費		2,500	△500	2,000
	1 居宅サービス事業費	2,500	△500	2,000
介護サービス事業勘定歳出合計		3,000	0	3,000
歳 出 合 計		1,297,391	6,640	1,304,031

令和 2 年 度

介護保険特別会計（保険事業勘定）

歳入歳出補正予算事項別明細書

記号番号	0 8 4 4 2 6	保険者名	美浦村
------	-------------	------	-----

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	259,597	△4,851	254,746
3 国庫支出金	253,781	1,050	254,831
4 支払基金交付金	322,844	2,063	324,907
5 県支出金	176,447	1,555	178,002
7 繰入金	248,901	6,823	255,724
歳入合計	1,294,391	6,640	1,301,031

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	39,418	△1,000	38,418			△1,000	
2 保険給付費	1,171,609	10,400	1,182,009	3,640		4,108	2,652
5 地域支援事業費	28,000	△2,760	25,240	△1,035		△1,090	△635
歳 出 合 計	1,294,391	6,640	1,301,031	2,605		2,018	2,017

2 歳 入  
(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 第1号被保険者保険料	259,597	△4,851	254,746
計	259,597	△4,851	254,746

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分特別徴収保険料	△6,000	1 現年度分特別徴収保険料	△6,000
2 現年度分普通徴収保険料	500	1 現年度分普通徴収保険料	500
3 滞納繰越分普通徴収保険料	649	1 滞納繰越分普通徴収保険料	649

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	210,282	1,480	211,762
計	210,282	1,480	211,762

1 現年度分	1,480	1 現年度分	1,480
--------	-------	--------	-------

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	30,891	260	31,151
2 地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	6,028	△690	5,338
計	43,499	△430	43,069

1 現年度分	260	1 現年度分介護給付費調整交付金	260
1 現年度分地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△690	1 現年度分地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△690

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	316,333	2,808	319,141
2 地域支援事業交付金	6,511	△745	5,766
計	322,844	2,063	324,907

1 現年度分	2,808	1 現年度分	2,808
1 現年度分	△745	1 現年度分	△745

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	170,488	1,900	172,388
計	170,488	1,900	172,388

1 現年度分	1,900	1 現年度分	1,900
--------	-------	--------	-------

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

1 地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	3,011	△345	2,666
計	5,953	△345	5,608

1 現年度分地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△345	1 現年度分地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△345
------------------------------------	------	------------------------------------	------

## (款) 7 繰入金

## (項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費繰入金	146,449	1,300	147,749
2 その他一般会計繰入金	48,343	△1,500	46,843
4 地域包括支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	3,011	△345	2,666
計	213,401	△545	212,856

## (款) 7 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	35,000	6,868	41,868
計	35,000	6,868	41,868

## (款) 7 繰入金

## (項) 3 介護サービス事業勘定繰入金

1 介護サービス事業勘定繰入金	500	500	1,000
計	500	500	1,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	1,300	1 現年度分	1,300
1 職員給与費等繰入金	△1,500	1 職員給与費等繰入金	△1,500
1 現年度分地域包括支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△345	1 現年度分地域包括支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△345

1 介護給付費準備基金繰入金	6,868	1 介護給付費準備基金繰入金	6,868
----------------	-------	----------------	-------

1 介護サービス事業勘定繰入金	500	5 指定介護予防支援事業所収入繰入金	500
-----------------	-----	--------------------	-----

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 4 認定調査等費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 認定調査等費	3,724	△1,000	2,724			△1,000	
計	3,724	△1,000	2,724			△1,000	

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

5 施設介護サービス給付費	444,000	12,000	456,000	4,200		4,740	3,060
9 居宅介護サービス計画給付費	38,400	800	39,200	280		316	204
計	1,063,804	12,800	1,076,604	4,480		5,056	3,264

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

3 地域密着型介護予防サービス給付費	2,400	△2,000	400	△700		△790	△510
6 介護予防住宅改修費	2,400	△900	1,500	△314		△355	△231
計	18,403	△2,900	15,503	△1,014		△1,145	△741

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

1 高額医療合算介護サービス費	3,000	500	3,500	174		197	129
計	3,100	500	3,600	174		197	129

(款) 5 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業・第1号通所事業）	21,800	△2,760	19,040	△1,035		△1,090	△635
計	23,440	△2,760	20,680	△1,035		△1,090	△635

節		説明
区分	金額	
11 役務費	△1,000	<b>2 認定調査等費</b> <b>△1,000</b> 11 役務費 △1,000 4 手数料 20 主治医意見書記載料

18 負担金補助及び交付金	12,000	<b>2 施設介護サービス給付費</b> <b>12,000</b> 18 負担金補助及び交付金 12,000 5 負担金 5 施設介護サービス給付費
18 負担金補助及び交付金	800	<b>2 居宅介護サービス計画給付費</b> <b>800</b> 18 負担金補助及び交付金 800 5 負担金 5 居宅介護サービス計画給付費

18 負担金補助及び交付金	△2,000	<b>2 地域密着型介護予防サービス給付費</b> <b>△2,000</b> 18 負担金補助及び交付金 △2,000 5 負担金 5 地域密着型介護予防サービス給付費
18 負担金補助及び交付金	△900	<b>2 介護予防住宅改修費</b> <b>△900</b> 18 負担金補助及び交付金 △900 5 負担金 5 介護予防住宅改修費

18 負担金補助及び交付金	500	<b>2 高額医療合算介護サービス費</b> <b>500</b> 18 負担金補助及び交付金 500 5 負担金 5 高額医療合算介護サービス費
---------------	-----	--

12 委託料	△760	<b>2 訪問型サービス事業費</b> <b>△2,000</b> 18 負担金補助及び交付金 △2,000 5 負担金
18 負担金補助及び交付金	△2,000	1 訪問介護相当サービス <b>3 通所型サービス事業費</b> <b>△760</b> 12 委託料 △760 5 業務委託料 1 通所型サービス委託料

令和 2 年 度

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳出補正予算事項別明細書

記号番号	0 8 4 4 2 6	保険者名	美浦村
------	-------------	------	-----

歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 諸支出金	500	500	1,000			500	
2 サービス事業費	2,500	△500	2,000			△500	
歳出合計	3,000	0	3,000				

2 歳 出

(款) 1 諸支出金

(項) 1 地域支援事業繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 地域支援事業繰出金	500	500	1,000			500	
計	500	500	1,000			500	

(款) 2 サービス事業費

(項) 1 居宅サービス事業費

1 介護予防支援事業費	2,500	△500	2,000			△500	
計	2,500	△500	2,000			△500	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	500	<b>2 地域支援事業繰出金</b> <b>500</b>
		27 繰出金 500
		15 保険勘定繰出金
		1 保険勘定繰出金

12 委託料	△500	<b>2 新予防給付ケアマネジメント事業費</b> <b>△500</b>
		12 委託料 △500
		5 業務委託料
		1 新予防給付ケアマネジメント委託料

議案第15号

令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和2年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169,475千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		128,041	900	128,941
	1 後期高齢者医療保険料	128,041	900	128,941
歳入合計		168,575	900	169,475

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		164,831	900	165,731
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	164,831	900	165,731
歳 出 合 計		168,575	900	169,475

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	128,041	900	128,941
歳入合計	168,575	900	169,475

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	164,831	900	165,731			900	
歳 出 合 計	168,575	900	169,475			900	

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 特別徴収保険料	92,585	△2,100	90,485
2 普通徴収保険料	35,456	3,000	38,456
計	128,041	900	128,941

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分特別徴収保険料	△2,100	5 現年度分特別徴収保険料	△2,100
1 現年度分普通徴収保険料	3,000	5 現年度分普通徴収保険料	3,000

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	164,831	900	165,731			900	
計	164,831	900	165,731			900	

節		説明
区分	金額	
		<b>2 後期高齢者医療広域連合納付金</b> <b>900</b>
18 負担金補助及び交付金	900	18 負担金補助及び交付金 900
		5 負担金
		3 茨城県後期高齢者医療広域連合保険料納付金

議案第16号

令和2年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度美浦村の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度美浦村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	567,775千円	△15,381千円	552,394千円
第1項 営業収益	541,843千円	△12,071千円	529,772千円
第2項 営業外収益	25,930千円	△3,310千円	22,620千円
支 出			
第1款 水道事業費用	553,214千円	△990千円	552,224千円
第1項 営業費用	518,293千円	△990千円	517,303千円

令和3年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

## 令和 2年度 美浦村水道事業会計補正予算実施計画

### 収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			567,775	△ 15,381	552,394	
	1. 営業収益		541,843	△ 12,071	529,772	
		1. 給水収益		535,686	△ 12,071	523,615
	2. 営業外収益			25,930	△ 3,310	22,620
3. 長期前受金戻入			25,917	△ 3,310	22,607	

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			553,214	△ 990	552,224	
	1. 営業費用		518,293	△ 990	517,303	
		2. 配水及び給水費		65,883	△ 990	64,893

## 令和 2年度 美浦村水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月 31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
<b>1. 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
当年度純利益	18,107	△ 13,384	4,723
減価償却費	118,474	0	118,474
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 790	0	△ 790
修繕引当金の増減額 (△は減少)	1	0	1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	731	0	731
長期前受金戻入額	△ 25,920	3,310	△ 22,610
受取利息及び受取配当金	△ 9	0	△ 9
支払利息	17,717	0	17,717
未収金の増減額 (△は増加)	△ 592	0	△ 592
未払金の増減額 (△は減少)	16,963	△ 1,007	15,956
たな卸資産の増減額 (△は増加)	313	0	313
小計	144,995	△ 11,081	133,914
利息及び配当金の受取額	9	0	9
利息の支払額	△ 17,717	0	△ 17,717
業務活動によるキャッシュ・フロー	127,287	△ 11,081	116,206
<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出	△ 6,269	0	△ 6,269
他会計補助金による収入	0	0	0
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	1,860	0	1,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,409	0	△ 4,409
<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 72,416	0	△ 72,416
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 72,416	0	△ 72,416
資金増加額 (又は減少額)	50,462	△ 11,081	39,381
資金期首残高	913,136	0	913,136
資金期末残高	963,598	△ 11,081	952,517

## 令和 2年度 美浦村水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1.	水道事業収益		567,775	△ 15,381	552,394
	1.	営業収益	541,843	△ 12,071	529,772
		1. 給水収益	535,686	△ 12,071	523,615
	2.	営業外収益	25,930	△ 3,310	22,620
		3. 長期前受金戻入	25,917	△ 3,310	22,607

節		説 明
区 分	金 額	
官公庁用料金	△ 1,895	・官公庁用料金 △ 1,895
業務用料金	△ 3,952	・業務用料金 △ 3,952
営業用1種料金	△ 5,199	・営業用1種料金 △ 5,199
営業用2種料金	△ 1,025	・営業用2種料金 △ 1,025
他会計補助金	△ 602	・他会計補助金 △ 602
工事負担金	△ 2,640	・工事負担金 △ 2,640
加入分担金	△ 68	・加入分担金 △ 68

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 水道事業費用			553,214	△ 990	552,224
	1. 営業費用		518,293	△ 990	517,303
		2. 配水及び給水費	65,883	△ 990	64,893

節		説 明
区 分	金 額	
動力費	△ 990	・配水場電気料 △ 990

議案第17号

令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度美浦村の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度美浦村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	863,376千円	△7,371千円	856,005千円
第1項 営業収益	336,164千円	△19,042千円	317,122千円
第2項 営業外収益	527,208千円	11,671千円	538,879千円
支 出			
第1款 事業費用	903,331千円	△1,182千円	902,149千円
第1項 営業費用	807,616千円	△1,182千円	806,434千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額236,978千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	640,939千円	7,158千円	648,097千円
第2項 負担金	24,179千円	7,158千円	31,337千円
支 出			
第1款 資本的支出	877,103千円	7,972千円	885,075千円
第3項 国庫補助金 返還金	0千円	7,972千円	7,972千円

令和3年3月9日提出

美浦村長 中 島 栄

## 令和 2年度 美浦村下水道事業会計補正予算実施計画

### 収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 事業収益			863,376	△ 7,371	856,005		
	1. 営業収益		336,164	△ 19,042	317,122		
		1. 下水道使用料		263,778	△ 19,042	244,736	
	2. 営業外収益			527,208	11,671	538,879	
		5. 消費税及び地方 消費税還付金		1	11,671	11,672	

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 事業費用			903,331	△ 1,182	902,149	
	1. 営業費用		807,616	△ 1,182	806,434	
		2. 管渠費(農業 集落排水事業)	15,179	△ 550	14,629	
		4. 処理場費(農業 集落排水事業)	58,368	△ 1,210	57,158	
		5. 業務費	39,946	578	40,524	

## 資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			640,939	7,158	648,097	
	2. 負担金		24,179	7,158	31,337	
		1. 受益者負担金及び負担金	24,179	7,158	31,337	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			877,103	7,972	885,075	
	3. 国庫補助金返還 金		0	7,972	7,972	
		1. 国庫補助金返還 金	0	7,972	7,972	

## 令和 2年度 美浦村下水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月 31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
<b>1. 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
当年度純利益	△ 34,417	△ 16,289	△ 50,706
減価償却費	479,246	0	479,246
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	150	0	150
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,758	0	2,758
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	496	0	496
長期前受金戻入額	△ 310,960	0	△ 310,960
受取利息及び受取配当金	△ 253	0	△ 253
支払利息	75,851	0	75,851
未収金の増減額 (△は増加)	33,655	3,352	37,007
未払金の増減額 (△は減少)	88,648	△ 4,923	83,725
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0	0	0
小計	335,174	△ 17,860	317,314
利息及び配当金の受取額	252	0	252
利息の支払額	△ 75,851	0	△ 75,851
業務活動によるキャッシュ・フロー	259,575	△ 17,860	241,715
<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出	△ 583,663	0	△ 583,663
国庫補助金による収入	236,964	△ 7,972	228,992
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	24,174	7,158	31,332
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 322,525	△ 814	△ 323,339
<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	356,100	0	356,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 245,722	0	△ 245,722
財務活動によるキャッシュ・フロー	110,378	0	110,378
資金増加額 (又は減少額)	47,428	△ 18,674	28,754
資金期首残高	747,655	141,783	889,438
資金期末残高	795,083	123,109	918,192

## 令和 2年度 美浦村下水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 事業収益			863,376	△ 7,371	856,005
	1. 営業収益		336,164	△ 19,042	317,122
		1. 下水道使用料		263,778	△ 19,042
	2. 営業外収益		527,208	11,671	538,879
5. 消費税及び地方 消費税還付金			1	11,671	11,672

節		説 明
区 分	金 額	
下水道使用料	△ 19,042	・下水道使用料 <span style="float: right;">△ 19,042</span>
消費税還付金	11,671	・下水道事業消費税還付金 <span style="float: right;">11,671</span>

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 事業費用			903,331	△ 1,182	902,149
	1. 営業費用		807,616	△ 1,182	806,434
		2. 管渠費(農業 集落排水事業)	15,179	△ 550	14,629
		4. 処理場費(農業 集落排水事業)	58,368	△ 1,210	57,158
		5. 業務費	39,946	578	40,524

節		説 明
区 分	金 額	
動力費	△ 550	・マンホールポンプ電気料 △ 550
動力費	△ 1,210	・処理施設電気料 △ 1,210
報償費	578	・受益者負担金一括納付報奨金 578

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 資本的収入			640,939	7,158	648,097
	2. 負担金		24,179	7,158	31,337
		1. 受益者負担金及び分担金	24,179	7,158	31,337

節		説 明
区 分	金 額	
受益者負担金	7,158	・受益者負担金 7,158

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 資本的支出			877,103	7,972	885,075
	3. 国庫補助金返還 金		0	7,972	7,972
		1. 国庫補助金返還 金	0	7,972	7,972

節		説 明
区 分	金 額	
国庫補助金返還 金	7,972	・社会資本整備総合交付金実績による返還金 7,972